２．１．２　ニワトリ

ウイルスの培養に用いるニワトリ胚は，発育鶏卵から採取する．

２．１．３　培養液

細胞培養液及びウイルス培養液には，ウシ胎児血清，0.002w／v％以下のフェノールレッド，適当な安定剤及び必要最少量の抗生物質を加えることができる．

２．２　原液

乾燥弱毒生麻しんワクチン２．２及び乾燥弱毒生風しんワクチン２．２をそれぞれ準用するほか，弱毒生ムンプスウイルスにつき，次のとおりとする．

２．２．１　細胞培養

１回に処理したニワトリ胚培養細胞を個体別培養細胞とみなす．個体別培養細胞について，３．３の試験を行う．

２．２．２　ウイルス浮遊液

ウイルスの培養には，ニワトリ胚培養細胞を用いる．個体別培養細胞で培養したウイルス浮遊液を集めてろ過前ウイルス浮遊液とする．

ろ過前ウイルス浮遊液について，３．４の試験を行う．

２．２．３　ろ過

ろ過前ウイルス浮遊液をろ過して原液とする．原液について，３．５の試験を行う．

２．３　最終バルク及び乾燥

乾燥弱毒生麻しんワクチン原液，乾燥弱毒生おたふくかぜワクチン原液及び乾燥弱毒生風しんワクチン原液を適当量ずつ混合し，最終バルクを作る．この際，適当な安定剤等を加えることができる．

最終バルクを分注，凍結乾燥する．

最終バルクについて，３．６の試験を行う．

３　試験

３．１　シードロット（マスターシードロット）の試験

乾燥弱毒生麻しんワクチン３．１及び乾燥弱毒生風しんワクチン３．１をそれぞれ準用するほか，弱毒生ムンプスウイルスにつき，３．１．１，３．１．２及び３．１．３を行う．

３．１．１　無菌試験

一般試験法の無菌試験法，マイコプラズマ否定試験法及び結核菌培養否定試験法を準用して試験するとき，それぞれに適合しなければならない．ただし，結核菌培養否定試験法の準用においては，検体25mL以上を遠心分離して得られた沈殿物を適当な培地にて42日間培養する．

３．１．２　外来性ウイルス等否定試験

３．１．２．１　動物接種試験

３．１．２．１．１　モルモット接種試験

体重350～450ｇのモルモット５匹以上に，１匹当たり試料5.0mLを腹腔内，試料0.1mLを脳内にそれぞれ注射して，42日間以上観察する．この間，いずれの動物も外来性の病原体による感染を示してはならず，また動物の80％以上は生き残らなければならない．

３．１．２．１．２　成熟マウス接種試験

体重15～20ｇのマウス20匹以上に，１匹当たり試料0.5mLを腹腔内，0.03mLを脳内にそれぞれ注射して，21日間観察する．この間，いずれの動物も外来性の病原体による感染を示してはならず，また動物の80％以上は生き残らなければならない．